

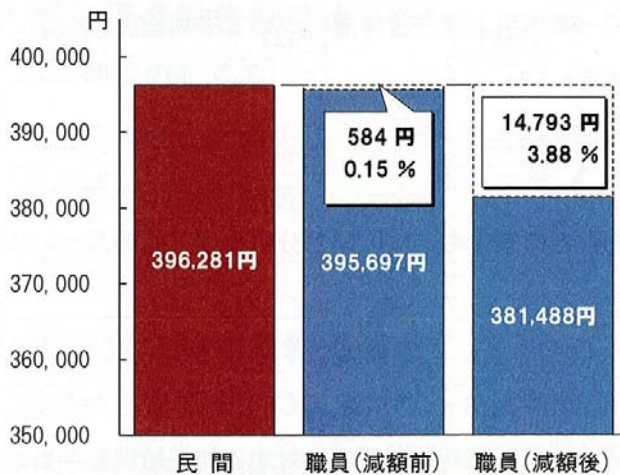
～ 北海道人事委員会勧告・報告が出た ～

月例給 578 円、ボーナス 0.05 月改善され 4.10 月
 単身赴任手当を2年間で改善 2.6 万円→2.7 万円→3 万円

本日、北海道人事委員会は、道議会と高橋知事に対して「平成27年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を行いました。

給与関係では、昨年に続き月例給とボーナスがともに引き上げ勧告されましたが、道内民間給与・ボーナスが低迷していることを受け、改定額は低くなりました。（図表は道人事委員会給与課作成資料より転用）

1 民間給与と職員給与（減額前・減額後）の状況



比較給与

民間
 所定内給与から通勤手当を除いたもの

職員
 所定内給与から通勤手当を除いたものに相当する給与

- 給料の月額
- 扶養手当
- 地域手当
- 住居手当
- 単身赴任手当(基礎額)
- 特地勤務手当
- へき地手当
- 管理職手当
- 初任給調整手当
- 寒冷地手当
- 等の合計

2 給与較差の状況と給与改定

民間給与 A	職員給与 B	較差 $\frac{A-B}{B} \times 100$
396,281 円	減額前 395,697 円	584 円 (0.15%)
	減額後 381,488 円	14,793 円 (3.88%)

改定

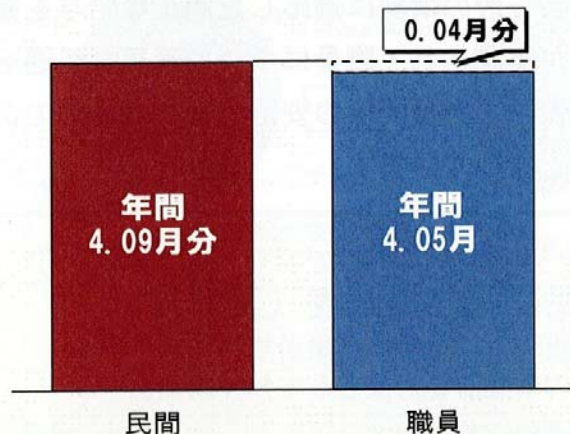
	改定額
給料	359 円
地域手当	6 円
単身赴任手当	209 円
はね返り分*	4 円
計	578 円 (改定率 0.15%)

※ 「はね返り分」とは、例えば、地域手当のように、給料等の一定割合により手当額が定められているものが、給料表の改定に伴い増減する分をいいます。

職員の期末・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.05月）が民間の特別給（ボーナス）の年間支給割合（4.09月分）を下回っていることから、0.05月分引き上げる勧告を行いました。

なお、引上げに当たっては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当を引き上げることとしました。

民間の特別給（ボーナス）と職員の期末・勤勉手当の状況



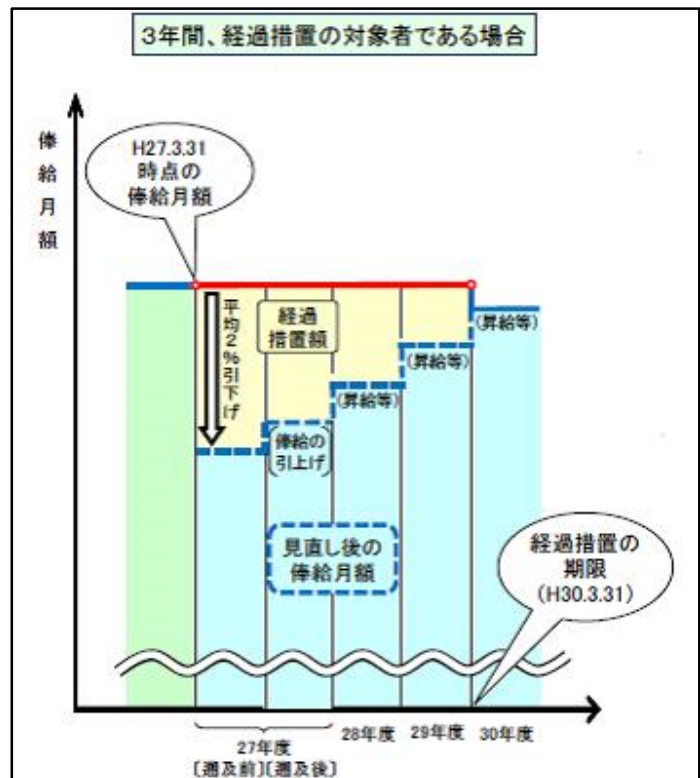
平成27年度の改定

では、1月の道議会で給与条例が可決されてから給料表も改定されます。小・中学校教員の初任給（2級33号俸）で2,800円、その他の職員では2,600円から1,100円（再任用者も含む）引き上げられます。

しかし、今年4月から平均2%削減されている「給与制度の総合的見直し」により、すでに最大3年間の「現給保障」がされています（右図参照）。今回の改定率が0.15%ですから、削減されている2%を回復するには遠く及びませんので、実質的な賃金改善になりません。

今回、道人事委員会は、改定額578円を給料（359円）のほかに「単身赴任手当（209円）」と東京特別区や大阪市、名古屋市で勤務している道職員の「地域手当」の改善（6円）に充てました（その他「はね返り分」として4円）。

「単身赴任手当」は、2年間の段階を踏んで改善されます。平成27年度は現行26,000円から27,600円へ。平成28年度はさらに、30,000円に改善されます。



公務運営関係の報告

では、再任用職員について、現状の制度では希望者の配置（任用）がしきれない実態を改善すべく「新たな再任用制度を構築することが必要」と報告されました。

また、国家公務員に導入が検討されている「フレックスタイム制」については、職員の仕事と育児・介護との両立に資するよう「検討を進めることが必要」とに留め、導入には慎重な姿勢を見せています。

今後、11月から1月までの賃金交渉では、道教委がどのような提案をしてくるか、この勧告・報告がベースになります。17年間続く道独自削減の中止が最大の争点になると思います。